

返戻金制度について

◆返戻金制度に関する事項

採用決定者（求職者）の責めに帰すべき事由により入社辞退または退職または解雇に至った場合、受領した紹介手数料の一部を、下記の期間及び割合に定める金額を求人者へ返還致します。

紹介手数料の一部を返金する場合は、以下の通りとする。

- ・入社後 1 ヶ月未満に退職した場合、紹介手数料の 80%返金
- ・入社後 1 ヶ月以上 2 ヶ月未満に退職した場合、紹介手数料の 50%返金

但し、求人者の採用決定者（求職者）に対する対応が、各種労働関連法令に違反し、それを理由に採用決定者（求職者）が一身上の都合にて退職した場合、専ら紹介先の事由により退職に至った場合には、紹介手数料を返還しないこととする。

※派遣先で就業中の派遣労働者を紹介することにより発生した紹介手数料や紹介予定派遣により発生した紹介手数料については、この返戻金制度は適用しません。

また、返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。